

# 危険なブロック塀等の 撤去費用を補助します



平成 30 年の大阪北部地震では、ブロック塀が倒れて登校中の児童が犠牲になりました。危険なブロック塀等を放置すると、それが地震の時に倒壊して人に危害を及ぼすだけでなく、避難や救助の妨げになり周辺の方々に迷惑を掛けてしまいます。

町ではブロック塀等の倒壊による事故を繰り返さないために、令和 2 年度に通学路に面する塀の安全点検を実施しました。その結果、ひび割れや傾きのあるブロック塀等が多数見受けられたため、撤去工事費用の一部を補助する制度を創設しました。



## 撤去工事費に最大 20 万円を補助します

### ◆補助の対象となるもの

【種類】組積造または補強コンクリートブロック造による塀  
(※万年塀, 門柱, フェンス部分は対象外)

【高さ】道路面からの高さが 80 cm を超える部分が含まれていること

【位置】道路 (通学路等) に面している部分 (※隣地, 水路などは対象外)

注: 補助金の交付には事前の申請と審査が必要です。詳しくは裏面を参照してください。

## 申請者の要件

- ◆ 町内の対象となる塀の所有者
- ◆ 町税（町民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税および国民健康保険税）の未納がないこと

## 補助の要件

次の条件をすべて満たし，倒壊のおそれのあるもの

- ◆ 本町に存し，道路（通学路等）に面していること
- ◆ 販売を目的とする土地に存するものでないこと
- ◆ 建築基準法第9条第1項または第7項の規定による命令の対象になっていないこと
- ◆ 既に補助金の交付対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと



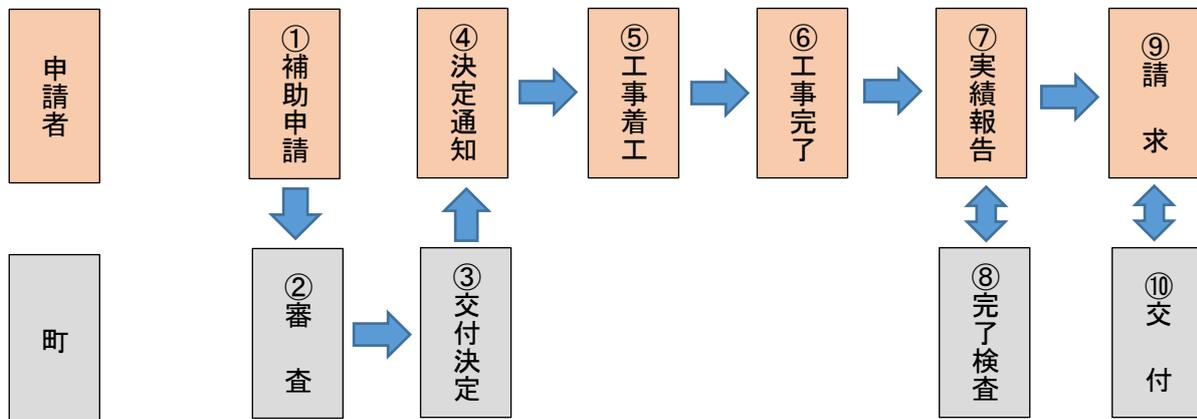
## 補助金額

予算の範囲内とし，次のいずれか低い方の額（1,000円未満切り捨て）

- ◆ 補助対象経費（消費税および地方消費税の相当額を除く）× 3分の2
- ◆ 撤去するブロック塀等の延長（m当たり）× 15,000円
- ◆ 200,000円（上限額）

※除却等工事に要する費用のうち，撤去費，運搬費，処分費および諸経費

## 手続きの流れ



※申請前の相談を受け付けていますので，お気軽にご相談ください。

## 申請の手続き

- ◆ 申請期間 令和7年7月1日～令和7年7月31日（土日祝日を除く）
- ◆ 申請方法 申請書に必要事項をご記入のうえ都市計画課に提出してください。  
※申請書は町ホームページまたは都市計画課の窓口にあります。



【お問合せ先】境町役場 建設農政部 都市計画課（庁舎2階）

☎0280-81-1311（直通）